

臨床実習講師会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、都城デンタルコアカレッジ学則第36条に基づき、臨床実習講師会の構成及び運営について、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 臨床実習講師会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 校長
- (2) 教務主任 1名
- (3) 専任教員 2名以上
- (4) 臨床実習医院の指導教員（歯科医師）
- (5) 臨床実習以外の実習施設の実習指導者
- (6) 事務長
- (7) その他校長が必要と認めた者

(役員)

第3条 前条に掲げる委員のうちから、互選により次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(協議事項)

第4条 臨床実習講師会は、本校が行う臨床実習の教育向上に必要な事項について協議するものとする。

(議長)

第5条 臨床実習講師会に議長を置き、委員長をもって充てる。

(事務)

第6条 臨床実習講師会に関する事務は、都城デンタルコアカレッジ教務部で処理する。

1. この細則は、平成20年5月14日から実施する。
1. この細則の一部を改正し、平成21年2月21日より実施する。
1. この細則の一部を改正し、平成21年7月27日より実施する。
1. この細則の一部を改正し、平成27年11月1日より実施する。